

# 自動車税のグリーン化特例について

～環境負荷の大小による自動車税の増額、減額～

グリーン化特例とは、地球温暖化・大気汚染防止の観点から、地球にやさしい自動車の普及等を図るため、自動車の排出ガス性能等に応じて自動車税を減額（軽課）又は増額（重課）する制度です。

## ◎ 自動車税が減額（軽課）される自動車

令和7年4月から令和8年3月末までに新車新規登録した自動車に次いで該当する自動車については、自動車税が軽減されます。

対象自動車			軽課の内容
自家用乗用車、バス、トラック	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(※1)、プラグインハイブリッド車		
営業用乗用車	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(※1)、プラグインハイブリッド車		年税額の概ね75%を減額
	ガソリン自動車 LPG自動車	平成30年排出ガス規制50%低減 又は 平成17年排出ガス規制75%低減 (★★★★)	令和12年度基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成車
			令和12年度基準70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成車
	クリーン ディーゼル車	平成30年排出ガス規制適合 又は 平成21年排出ガス規制適合	令和12年度基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成車
令和12年度基準70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成車			年税額の概ね50%を減額(※2)

※1 平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準の基準値より10%以上NOx（窒素酸化物）の排出量が少ない自動車です。

※2 令和8年3月末までに新車新規登録した自動車までが対象です。

## ◎ 自動車税が減額（軽課）される期間

減額（軽課）されるのは、新車新規登録の翌年度の1年限りです。

対象となる新車新規登録の期間	軽課対象年度
● 令和7年4月から令和8年3月末までに新車新規登録を行った場合	令和8年度のみ



## ◎ 自動車税が増額(重課)される自動車

次に該当する自動車については、自動車税が増額されます。

対 象 自 動 車	重 課 の 内 容
令和8年度以降重課される自動車 ・平成27年3月31日までに 新車新規登録を受けたディーゼル車 ・平成25年3月31日までに 新車新規登録を受けたガソリン車等	年税額の概ね <b>15%を増額</b> ※ただし、バス及び トラックは10% です。

※ 一般乗合用バス、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリンハイブリッド車、被けん引車は重課対象外です。

## ◎ 自動車税が増額(重課)される期間

自動車税が増額(重課)となった自動車は、抹消登録するまで重課された税額となります。

・・・詳しくは鹿児島地域振興局自動車税課まで・・・

〒891-0131 鹿児島市谷山港二丁目5番1号

鹿児島地域振興局自動車税課  
電話：099-261-5611

